

札幌リブレ行政書士法務事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 5月 1日～令和 3 年 4月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・女性社員・・・まず 1名の育児休業取得実績を作る

＜対策＞

●令和 1年 5月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全従業員を対象として制度を実施し、対象社員を把握した場合は、改めて制度の周知

目標2：計画期間内に、女性社員人数を次の水準以上にする。

女性社員の割合・・・1名採用して全員で 2名にする

＜対策＞

●令和 1年 5月～ 採用活動の際に、育児休業の取り組みなどについて周知

3. 女性の活躍推進に関する情報公表

・管理職に占める女性労働者の割合：0%